

男女雇用機会均等法

性差別のない職場づくりを

小川英郎／弁護士(ウエルール法律事務所)

性差別を禁止

日本では性別による差別待遇の慣行が根強く、女性からの改善要求が高まる中で多くの裁判が提起され、判決で差別待遇が違法とされてきました。古くは、結婚退職制や女性のみに適用される若年定年制、男性職員だけを昇格させる制度や男女別コース制などが違法とされています。

憲法14条は法の下での平等

から男女のいずれかを排除すること、男女いずれかを表す職種の名称を用いたりすること(男性歓迎、女性向き、ウエイター、営業マン)、また、表向きは男女募集でも、現実の採用過程において男性のみを受け付けたり、当初から女性を採用しない方針を固めているような場合も均等法違反となります。

さらに、「男性30歳未満、女性25歳未満」といった男女で異なる条件を付したり、女性についてのみ自宅通勤を条件とすることも禁止されます。会社案内等の資料を男性だけに送付したり、会社説明会の時期を男女で別々にするなど許されません。

第6条は、①配置、昇進、降格及び教育訓練、②住宅資

金を定め、性による差別を禁止しています。これを雇用の分野で実現しようとして制定されたのが、男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。以下、均等法)です。86年4月に施行されました。

憲法の理念にのっとり、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることとともに女性労働者の就

金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置、③職種及び雇用形態の変更、④退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新について、差別的取扱いを禁止しています。

例えば、▽営業職を男性に限定▽女性を基幹的業務から排除▽海外勤務者や海外留学者を男性から選ぶ▽女性に昇進の機会を与えない▽女性に一定の役職以上に昇進させない▽子どもがいることを理由に本社勤務につかせない▽昇格試験等で男女で受験資格や合格基準を変える、といった取扱いが禁止されます。

「結婚退職」や「出産退職」も後を絶ちません。結婚、妊娠、出産を理由とした解雇などの不利益取扱いは、もちろん禁止です(9条)。

業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進すること」を目的としています(1条)。均等法には「厚生労働省令で定める」とされている部分があり、これに対応するものとして均等法施行規則が定められています。均等法の基本理念は「女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすること」にあります(2条)。ポイントとしては、①雇用手配の全ステージにおける差別の禁止、②女性のみ、女性優遇に関する特例の禁止、③紛争が生じた場合の救済措置、④ポジティブ・アクションに対する国の援助、⑤行政指導の実施が挙げられます。

他方、女性のための措置、または女性優遇の措置であつても、現実が生じている男女格差を改善するための措置は「ポジティブ・アクション」と呼ばれ、均等法で禁止される差別的取扱いには当たりません(8条)。女性が少ない職種で女性に有利な募集採用をしたり、教育訓練で、女性が少ない職種・役職に従事させる目的で有利な取扱いをすることなどです。

相談2万件 労組の出番

セクシャル・ハラスメントによる被害も深刻な問題です。均等法は、職場におけるセクハラ防止についての使用者の配慮義務を定めています(11条)。男性がその地位を利用して部下の女性に性的な関係

具体的にどういうことか、みていきましょう。

均等法5条は「事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければなりません」と規定しています。「性別にかかわらず均等な機会を与える」とは、わかりやすく言えば、「家事や育児は女性がするもの」とか「一家の稼ぎ手は男性」といった固定的な観念や、女性は平均的に勤続年数が短いといった過去の傾向などで、男女で差をつけてはならないということです。

募集・採用について、均等法5条で禁止される行為は、指針で詳しく事例が列挙されています。

募集にあたって、その対象

を迫り、拒否したら解雇、降格などの不利益な措置をする「対価型」、また、女性の体に触る、卑猥な言動を繰り返すといった「環境型」の類型を定め、使用者にその防止のための必要な配慮や措置をすることを義務付けています。

女性から差別的取扱いについての苦情の申出を受けた事業主は、労使の代表で構成する苦情処理機関で自主的な解決を図らなければなりません(15条)。また、均等法をめぐる紛争は、労働局長の助言、指導、勧告および労働局雇用均等室の調停の対象となります。12年度に雇用均等室に寄せられた均等法違反に関する相談は2万件に上ります。

男女共同参画の時代、労組の取り組みが問われています。